

情報社会論と地域情報化をめぐって

東京大学新聞研究所 教授 田崎 篤郎

1. 日本における情報社会論の展開

わが国において、「情報社会」「情報化社会」「高度情報（化）社会」なる言葉が出現してから久しい。書物の題名としてこの言葉が登場したのは、おそらく、林雄二郎の「情報化社会」（講談社）、さらには、経済審議会情報研究委員会の「日本の情報化社会—ビジョンと課題」であろうが、それらは1969年に公刊された。しかし、それ以前の1963年には、同義語を使用した梅棹忠夫の『情報産業論』（『放送朝日』1月号）がすでに登場していた。そして、1980年代に入ると、一種ブームかといえるほど、多くの類書が出版されてきている。こうした類書を一括して「情報社会論」とよぶならば、「情報社会論」が早くから、そして数多く現れていることは、諸外国にもみられない現象であった。わが国においては、「情報社会論」は30年に近い歴史を持ち、今日なおも隆盛を保っているといつてよい。

もちろん、その時期のアメリカにおいて、「情報社会論」に近いものがなかったわけではない。F. マハループ（Machlap, F.）による『知識産業』（原著名“The Production and Distribution of Knowledge in the United States”高橋・木田監訳産業能率短期大学出版部1969）はすでに

1962年に、そして、D. ベル（Bell, D.）の『脱工業社会の到来』（原著名“The Coming of Post Industrial Society”内田忠夫訳ダイヤモンド社1975）も1973年には出版されて、日本の「情報化社会論」に少なからず影響を与えていた。しかし、マハループもベルも、産業構造（GNPに占める各産業部門の生産高の比率）や就業構造（産業別就業人口）の変化に注目するにとどまり、通信技術の発達による社会全体の変動を展望するものではなかった。ベルによるそうしたより広い視野に立つ著作を見いだすのは、『脱工業化社会の進展と情報化』（原論文名“The Social Framework of the Information Society”小松崎清介他訳『コンピュータ・社会・経済』コンピュータ・エイジ社所収1980）が出版された1980年まで待たなければならない。

情報通信技術の発達による社会構造の質的転換を主張する情報社会論は、多くの場合、社会発展段階説に立っている。例えば、「情報社会」という用語は使用してはいないが、この社会発展段階説に立った実質的な「情報社会論」を本格的に展開したのがA. トフラー（Toffler, A.）の『第三の波』（原著名“The Third Wave”1980徳丘孝夫監訳中央公論社1982）であった。トフラーは、

〔田崎 篤郎氏の略歴〕

昭和10年生まれ。東京大学文学部心理学科、同大学院社会学研究科修了後、関西大学社会学部助教授、群馬大学教養部教授を歴任、昭和60年より現職。専門は、社会心理学・地域情報メディア。

主な著書に、「現代マス・コミュニケーション」（共著、有斐閣）、「災害と人間行動」（共著、東大出版会）、「高度情報化社会とコミュニケーション」（共著、東大出版会）等がある。

「農業社会」「産業社会」という「第一の波」「第二の波」に続いて、現代社会が「情報社会」という「第三の波」を受けようとしおり、エレクトロニクスの進歩により、経済（生産と消費の関係）、労働、家庭、コミュニケーション、政治、人間行動・価値観など全ての分野で大きな変動が起こりつつあると主張した。しかし、そうした指摘は、トフラーほど本格的ではないにしても、さきに引用した梅棹忠夫によって、日本ではすでに1960年代の初めになされたものであった。文化人類学者である梅棹は、人類発展史を、食品生産中心の「農業の時代」、製品生産の「工業の時代」ととらえ、これに続く「精神産業」の時代が到来しようとしており、情報産業をこの「精神産業の時代」を実現するものとして考えたのであった。

2. 国策としての情報化

「情報社会論」にみられるこうした展開は、日本の社会科学の歴史から考えると、きわめて珍しい現象といえる。これまで、日本の社会科学は、欧米の諸理論、諸概念を輸入することで発展してきたが、「情報社会論」では、こうした傾向と逆のものである。「情報社会論」にみられる日本のこのような「先進性」が何故実現したのか。このこと自体非常に興味あることで、その理由にいろいろなことが指摘できるであろうが、日本において情報化の問題が国策として取り組まれたことも、その「先進性」の一つの原因としてあげられよう。

例えば、通商産業省は、1967年に産業構造審議会の中に「情報産業部会」を設け、1970年には同部会に「産業情報化委員会」を設置し、同委員会は1971年に『産業の情報化に関する中間答申』を提出するというように、「情報産業の育成」「産業の情報化」の取り組みを急ピッチに行った。また、経済企画庁も経済審議会に「情報研究委員会」を1969年に設け、冒頭に紹介した検討成果を公刊している。「情報研究委員会」の場合は、すでにこの時点で、産業の情報化にとどまらず、

生活の全ての領域での情報化を展望していた。

その後も両省は、わが国における情報化推進の中心的な役割を果たしてきている。通産省産業構造審議会情報産業部会答申『飛躍する情報化—ニュー・メディアがひらく<21世紀>』（コンピュータ・エイジ社1984）や、郵政省電気通信システムの将来像研究会報告書『21世紀の電気通信—高度情報社会の幕開け』（日本経済新聞社1983）は、初期の政策から転換した今日の情報化政策の方向性を示すものである。

今日の情報化政策は、初期のそれがコンピュータの導入に力点が置かれていたのに対し、コンピュータ端末を接続したネットワーク構築と、その利用をあらゆる分野で実現していこうというところに特徴がある。つまり、単体としてのコンピュータの高度化と普及の時代から、社会のネットワーク化へと今日の情報化政策が転換されてきている。1980年以降「高度情報化」という言葉が使われるようになるが、それはこうした事情を物語っている。

ここにきて情報化政策は、情報機器の高度化だけではなく、新しい情報通信技術によるネットワークの構築と、そのネットワークを通して提供される各種サービスの実現が強調されるようになる。そのような発想で1983年以降各省庁がいっせいに取り組み始めたのが後述する「地域情報化政策」であった。

3. 高度情報化社会

小松崎清介（『高度情報化社会の展望』新聞学評論331984）によれば、高度情報化社会とは、

- (1) 高度に発達した情報通信システムをインフラストラクチャーとして装備した社会
- (2) 情報通信サービスの提供や利用が高度に発達し、情報通信産業が多彩な発展をとげる社会
- (3) 情報通信システムの適用分野が多様化し、広範に拡大する社会

であり、そうした社会は日本において西暦2,000

年前後に実現するという。

また、濱口恵俊（『高度情報化社会と日本のゆくえ』NHK ブックス 1986）は、「高度情報社会を構成する要件」として、①情報のデジタル化が完全な実現、②情報の処理と通信の一元化、③ニュー・メディアの結合化・統合化、④自由に検索できる形でのデータ保存をあげる。

高度情報化社会が、情報通信技術の発達によって実現する社会であるからして、こうした規定がこのきたるべき社会に対してなされるのは当然なことである。問題は、そうした技術的基盤の整備によって、具体的にどのような社会が成立するのかということであろう。この点に関しては、未だ定まった見解はない。しかし、多くの論者にみられる傾向は、その社会を一種の「理想郷（ユートピア）」として描いたことであった。A. トフラーが在宅勤務の場所として「エレクトロニック・コテージ（家庭内の電子分室）」を夢想するとき、それは、職住一致という意味で、サラリーマンの理想的な就業形態であると同時に、通勤による消費される時間と資源の節約という意味で、社会的にも望ましいものとして想定されていた。増田米二（『原典・情報社会—機会開発者の時代へ』TBS プリタニカ 1984）の「コンピュータとユートピアの結合語」論などは、その典型といってよい。

もちろん、「バラ色」の高度情報化社会論に批判的な著書（例えば、O・E. クラップ・小池和子訳『過剰と退屈：情報社会の生活の質』勁草書房 1988）や高度情報社会の負の部分（マイナス面）を指摘する著書（例えば、フリードリクスその他・森口繁一監訳『マイクロ電子技術と社会—ローマクラブ・レポート』ダイヤモンド社 1983）もなくはない。しかし、国の情報化政策、特に地域情報化政策の理論的基礎となったのは「バラ色」の未来社会論であったことはいうまでもない。

「バラ色」の高度情報化社会論の特徴は、端的にいて、「技術決定論」ともいえる立場に立っ

ていることであろう。すなわち、小松崎や濱口が想定した高度情報社会の情報通信技術の可能性を、ただちに社会変化をもたらすと仮定するという意味での「技術決定論」である。情報通信技術の発達（あるいはその技術的可能性）から、ただちに社会の変化を想定する（あるいは期待する）ことは、楽観的な未来社会論になることは必然である。

4. 地域の情報化

通信白書（平成3年版）によると、産業分野における通信回線の装備状況は昭和55年に0.8kb/s（就業者千人当りの装備回線容量）であったのが、平成元年には138.1kb/s（同）と実に170倍以上と飛躍的な伸びを示した。また、就業者千人当りの汎用電子計算機は、昭和55年から平成元年にかけて、台数で4.3倍、金額で約24倍増加した。全国の事業所でネットワークを利用している事業所の割合であらわすネットワーク普及率は平成2年には16.6%に達し、昭和60年に対し約2倍になった。その他多くの統計資料は、わが国において産業の情報化が急激に進んでいることを示している。

行政事務の情報化も急速に進んでいる。国の行政基幹の電子計算機利用状況をみると、昭和50年から63年にかけて、設置台数で3.7倍、運用経費で6.5倍の増加をみせた。また、地方公共団体でも、CPUは18倍（昭和48年から平成元年まで）、周辺処理装置は32倍（同）に急増した。全ての都道府県と市は電子計算機を導入しており、また、町村でも98%が電子計算機を利用している。

このような産業の情報化や行政の情報化と比べると、地域の情報化の進行状況はそれほどテンポは早くない。

4-1. 中央省庁の地域情報化政策

昭和57年に郵政省、通商産業省が初めて打ち出して以来、中央各省庁は、一斉に地域の情報化

表-1 地域の情報化に関する国の主な構想等の概要

(平成2年3月6日現在)

	テレトピア	ニュー・メディアコミュニティ	グリーントピア	インテリジェント・シティ
制度創設年度	昭和57年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和60年度
主務官庁	郵政省	通商産業省	農林水産省	建設省
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル都市ニューメディア導入 ○地域社会に及ぼす効果、問題点を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域間の情報格差の是正、地域の情報化推進 ○モデル情報システム、応用発展システムの開発・普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○農林地帯等における情報化の推進による農業生産性向上、農産物の流通・加工の合理化、農村の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市づくりと一体となった高度情報通信基盤・システムの整備
地域指定の要件・基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ニューメディアによる地域社会発展のモデルとしてふさわしいこと ○ニューメディアの全国的普及の要件としてふさわしいこと ○全国的分散配置 ○地域、タイプの奈様性 ○計画の発展可能性・実現性・拠点性・創造性 		<ul style="list-style-type: none"> ○先駆的・モデル的システムであること ○情報ニーズ、システムの実現可能性等塾度が高いこと ○地方公共団体農業団体の熱意が高く役割及び責任分担が明確であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○次の地区を含むこと ○面的整備地区、各種都市施設整備地区 ○高度商業業務地区 ○インター周辺工業団地、流通拠点地区 ○高度情報化を図る地区
指定状況	73地域	モデル21地域 応用発展57地域	53地域	53地域

	テクノポリス	ハイビジョン・シティ	ハイビジョン・コミュニティ	民活法
制度創設年度	昭和58年度	昭和63年度	平成元年度	昭和61年度
主務官庁	通産省、農水省、建設省、国土庁	郵政省	通商産業省	通産、郵政、運輸、農水建設省
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、地域の経済の発達、地域住民の生活の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高品質な映像メディアを生活空間に導入することにより、活力あふれた先端都市を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイビジョンによる地域住民サービスの充実、地域産業の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的環境の変化に対処して、経済社会の基盤の充実に資する特定施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進するための措置を構ずる。
地域指定の要件・基準	<ul style="list-style-type: none"> ○過度工業集積地域以外の地域であること ○母都市が存在すること ○工科大学が存在すること ○ある程度の企業集積が存在すること ○高速交通機関の利用が容易であること ○地域設定が妥当であること ○開発指針に適合すること ○経済的効果が波及すること 			<ul style="list-style-type: none"> ○主務大臣が策定した基本指針（特定都市開発地区などの場合、基本指針及び開発整備指針）などに照らし適当であること
指定状況	26地域	14地域	6地域	35件

(資料) 自治大臣官房情報管理室編『地域情報政策ハンドブック』(第一法規 1989) (一部削除)

に取り組みだした。各省庁の主な地域情報化政策は表1に示される通りであるが、これ以外にも、郵政省の「テレコムタウン」「テレコムプラザ」構想、通商産業省の「情報化未来都市」構想、運輸省の「メディア・ターミナル」構想、厚生省の「地域医療システム」構想、自治省の「地域衛星通信ネットワーク整備」構想というように、次々と新しい政策が提出されている。これらの政策は、いずれも表に示されているように、情報通信基盤を整備することで、「地域づくり」「地域振興」を図ろうとするものである。また、地方自治体から出された計画書を、地域指定の要件・規準に照らして各省庁が指定するという方式も共通している。

地域情報化の具体的内容は、それぞれの省庁が提示したモデル・タイプにより知ることができる。表-2は、自治体の参加率が最も高いテレトピア構想と、表-3は郵政省が昭和62年に提唱したハイビジョン・シティ構想のモデル・タイプを示すものである。

地方自治体は、これらのモデル・タイプを具体化する形で計画書を提出するのである。

4-2. 地域情報化の進展状況

平成2年3月現在の主要構想の指定状況は表1の通りであるが、その後地域指定が継続されている「テレトピア」は94地域、「ニューメディア・コミュニティ」85地域、「ハイビジョン」は24地域と増えている。「グリーントピア」と「インテリジェント・シティ」は1989年以降地域指定を行っていない。

「テレトピア」「ニューメディア・コミュニティ」「グリーントピア」「インテリジェント・シティ」の4構想に限って、指定を受けている地方自治体がどの程度あるかをみると、市部では656市中284市が少なくとも1構想の指定を受けており、その比率は43.3%である。また、郡部では、2,582町村中837町村(32.4%)が指定地域となっている。これを人口でみると、指定地域の人口が全人

口に占める比率は59.1%であり、現在6割に近い人口がこれらの構想の指定地域内に住んでいることがわかる。

また、指定地域の実際の運用状況を「テレトピア」を例にとってみると、平成3年3月末現在で、87の指定地域のうち77地域(88.5%)が運用を開始しており、この運用開始地域で導入されているニューメディアは、ビデオテックス(84.4%)、データ通信(92.2%)、CATV(85.7%)、ファクシミリ(57.1%)、パソコン通信(54.5%) (数字は運用開始地域内での導入率)となっている(日本情報通信振興協会編『ニューメディア白書』平成3年版日刊工業新聞社)。ただし、各省庁の構想全体(指定地域210)をみると、地域情報化の運営機関を設立している地域は30.4%、1つ以上のシステムを稼働させている地域は42.3%、ビデオテックスやCATV事業を開始したところは29.5%である(平成元年自治省調査自治大臣官房情報管理管室編『地域情報化ハンドブック』より算出)。

このように、地域指定や実際の運用開始状況からみると、地域の情報化はある程度進行しているかにみえるが、指定地域の全域で地域の情報化が当初の計画通りに進んでいるわけではない。このことは、地域情報化の中心的なメディアのビデオテックス端末数をみればわかる。ビデオテックスを利用したキャプテンサービスは、全国で836市町村をサービス対象地域としている(平成3年3月末現在)が、ビデオテックス端末数を示すキャプテンサービスの利用契約数は、最近増加の傾向にあるとはいえ、平成2年3月末現在で、全国でも102,228契約でしかなく、家庭用の契約数は48,540にとどまっている(『ニューメディア白書』平成3年版)。総アクセス数に占める家庭用端末からのアクセス数も14.5%でしかない。(昭和63年末現在郵政省電気通信局監修『ネットワーク・インフォメーション』第一法規)。

表-2 テレトピア構想（郵政省）

タイプ	導入の目的
A コミュニティ・タウン型	①生活情報・地域情報の提供サービス ②行政サービスの向上、効率化、高度化 ③教育サービスの充実、地域文化活動の支援 ④その他（タウン情報、医療、福祉、交通情報等）
B 福祉・医療型	①高齢者、身障者等の福祉向上 ②健康管理、医療サービスの充実、医療体制の整備 ③救急医療サービス・体制の整備
C 研究学園型	①教育・研究開発の拠点形成、研究機関・大学圏ネットワーク作成 ②教育サービス提供、教育情報データベース作成
D 伝統・地域産業型	①地場産業の活性化 ②中小企業向経営・技術情報等の収集・処理
E 先端産業型	①技術情報センターの整備・活用、先端技術導入の基盤整備 ②企業内（間）の情報ネットワーク形成
F 先進農業型	①営農情報、技術情報提供サービス ②市況、出荷情報提供サービス ③特産品のPR
G 都市問題解決型	①地震対策 ②台風・水害対策 ③積雪・凍結対策 ④交通量の円滑化 ⑤公害監視・環境保全
H 物流・商流型	①商業機能の強化 ②サービス業の育成・振興 ③流通機能の強化
I 観光・レクリエーション型	①観光振興の支援 ②スポーツ・レクリエーションの充実
J 国際交流型	①国際交流の拠点形成 ②国際間の企業取引の活発化
K 離島振興型	①離島固有の問題解消 ②離島地域の発展促進（振興）
L その他	①新都市形成 ②ファッションタウンの創出

（資料）未来高度情報システム—高度情報化の現状と未来—産業技術会議 1985年

表-3 高度映像都市（ハイビジョン・シティ）構想（郵政省）

タイプ	内容・目的
①シンボリックタイプ	ハイビジョンの導入とそこで放映される映像サービスを通じて「その都市らしさ」を表現し、人々の都市への愛着心を育むこと
②ウェルフェアタイプ	映像による健康・福祉等の情報提供や地域と関係各機関及び地域住民間の交流を高め、人々の健康かつ豊かな生活を支援すること
③カルチャータイプ	人々の文化・教養へのニーズに対応して、文化・芸術活動に関する様々な情報の提供、各地域・各都市の文化の保存や振興をはかる
④リバブルタイプ	人々が安心して生活できる環境づくりと都市のアメニティの向上をはかる
⑤リゾートタイプ	宿泊施設やイベントの紹介など、リゾート地区に関する映像による案内やイベント等の実施を通じて、人々にやすらぎとゆとりを提供する
⑥エンターテインメントタイプ	都市のアミューズメント機能を充実させ、人々の余暇時間の増大に対応して都市生活の質的向上をはかる
⑦アカデミックタイプ	学校や教育機関での教育・研究のサポート、増大する生涯教育ニーズへの対応等をはかる
⑧ハイテクタイプ	先端産業を始めとして各産業の研究開発の向上を図る
⑨ビジネスサポートタイプ	急速な産業構造転換や情報化に企業が柔軟な対応ができるよう支援する
⑩インタナショナルタイプ	急速に発展する日本の国際化に伴って都市の国際化を支援する

（資料）日本情報通信振興協会編『ニューメディア白書』日刊工業新聞社 平成3年版

4-3. 地域情報化の問題点

産業の情報化、行政事務の情報化と比べて、地域情報化の進展状況が期待されたほどに至っていないことには、いくつかの原因を上げることができる。地域情報化をめぐる具体的な動きが始まった直後に行った調査（昭和63年3月実施東京大学新聞研究所『地域情報化政策の現状と課題』）によると、表-2にあるように、地域情報化推進上の問題点として1位に上がっているのが「コスト高」であり、地域情報化の財源確保が一つの障害になっているといえる。中央省庁の地域情報化政策では、無利子融資や税の優遇措置などの支援にとどまっており、財源負担力のない地方自治体にとっては、地域情報化は「高根の花」でしかなかった。「地域の活性化」「地域間格差の解消」を目的として提起された地域情報化政策も、もともと財政的能力のある地方自治体がこれに参加し、財政力のない自治体は利用できないとあれば、地域情報化政策の進展は、地域間格差は逆に拡大す

ることになりかねない。

しかし、地域情報化の停滞の原因は、財政的なものだけではなく。表-4の結果では、「人材不足」とともに、「関心や意識の低さ」「住民のニーズ」を上げた自治体が4割以上を占めていることが注目される。この時点では、「地域振興」「地域おこし」といっても、地域の産業や住民がどのような地域情報化を必要としているかを把握しきれなかった自治体の姿をここにみることできよう。

また、中央省庁の政策がバラバラで統一された地域情報化政策がないことも、地域の情報化の進展を遅らせているといえよう。自治省は、平成2年1月に各都道府県知事に対して「地方公共団体における地域の情報化の推進に関する指針」を通知し、地方公共団体が①地域の情報化に関する具体的な施策を体系的、網羅的に定めた計画を策定すること、②計画的、総合的に事業を推進することを要請した。この指針は、地域の情報化が、中

表-4 地域情報化推進上の問題点

(%)

	調査数	情報不足	関心や意識の低さ	コスト高	人材不足	職場問題	住民のニーズ	環境や健康問題	プライバシー保護	セキュリティ対策	その他	とくはない
合計	253	24.9	45.1	60.5	43.5	4.0	41.9	2.8	40.7	15.0	3.2	8.3
都道府県市	28 225	17.9 25.8	60.7 43.1	92.9 56.4	67.9 40.4	7.1 3.6	71.4 38.2	3.6 2.7	28.6 42.2	21.4 14.2	7.1 2.7	— 9.3
人口別	50万以上	7	14.3	—	57.1	28.6	—	42.9	—	28.6	—	28.6
	20万～50万未満	45	22.2	40.0	75.6	53.3	4.4	46.7	2.2	60.0	15.6	—
	10万～20万未満	62	17.7	43.5	56.5	41.9	4.8	33.9	4.8	41.9	16.1	11.3
	～10万未満	111	32.4	46.8	48.6	35.1	2.7	36.9	1.8	36.0	13.5	10.8

(資料) 東京大学新聞研究所『地域情報化政策の現状と課題』1988年

中央省庁の構想に地方自治体が「立候補」して、指定された後具体的に取り組まれるという従来の方式を改め、地域の実状に応じた実行性のある政策立案を求めたもので至極適切なものであった。平成2年5月の自治省調査によれば、地域情報化計画を策定している地方公共団体は、指定都市では全都市であるが、全国で見ると12.4%でしかない。特に郡部町村での立ち後れが大きく、策定済みの町村は8.0にとどまっている。また、地域情報化計画を策定している地方公共団体も、独自の構想を持っているところは11.0%であり、45.8%は国の構想に基づく計画を策定しているだけである(自治大臣官房情報管理管室編『地方公共団体における地域情報化施策の概要平成2年版』第一法規1991)。指針は、こうした現状を反映したものであろう。

5. おわりに

これまで、わが国における情報化をめぐる議論が、「技術決定論」の色彩を強く持ち、その必然的結果として、情報技術の進歩・普及が「理想社会(ユートピア)」を作り出すという「バラ色」の未来社会論を中心に展開されてきたこと、また、中央省庁が中心になった「国策」として地域の情報化が、上記の発想と軌を一にしていたことから生じた問題点を指摘した。

地域の情報化は、現在、ひとりのフィーバーから脱し、その基本的発想を冷静に見直す時期に入ったかに思える。事実、地域の実状、必要性(ニーズ)に応じた情報化の具体例も、徐々に現れつつある。今後、地方自治体、地域住民が一体になった地域情報化の取り組みが期待されるところである。